

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次におけるC値の幅		第6次におけるC値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考（第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
1		Cco	40	60					畜産農業（日平均排水量1000m ³ 以上の事業場の場合に限る。） 2の項に統合
		Cci	40	60					
		Ccj	30	50					
2	畜産農業	Cco	70	120	70	110	70	100	畜産農業（日平均排水量1000m ³ 未満の事業場の場合に限る。） 統合による名称変更
		Cci	70	100	70	80	70	80	
		Ccj	60	90	60	70	60	75	
3	天然ガス鉱業	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	60	80	60	70	60	70	
4	非金属鉱業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
5	肉製品製造業	Cco	40	70	40	50	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
6	乳製品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
6の項の備考	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量（以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。）にあつては	Cco							平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（平成8年9月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては特定排水の量）を除く特定排水の量（以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。）にあつては
		Cci							
		Ccj	30	50	30	40	30		
7	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cco	40	80	40	50	40	60	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	60	30	40	30	50	
9	寒天製造業	Cco	80	120	80	120	80	120	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cco	30	60	30	40	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	50	20	30	20	40	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	30	80	30	40	30	80	水産練製品製造業
		Cci	30	60	30	40	30	60	
		Ccj	20	50	20	30	20	50	日本標準産業分類による名称変更
11の項の備考		Cco	40	110					すり身製造工程にあつては
		Cci	40	70					
		Ccj	30	70					削除
12	冷凍水産物製造業	Cco	30	70	30	50	30	70	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	20	50	20	30	20	50	
12の項の備考		Cco							すり身製造工程にあつては
		Cci		70					
		Ccj	30	70					削除
13	冷凍水産食品製造業	Cco	40	80	40	50	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
13の項の備考		Cco	30	70					すり身製造工程にあつては
		Cci	30						
		Ccj		70					削除
14	水産食品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	Cco	40	80	40	60	40	80	水産食品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	日本標準産業分類による名称変更
14の項の備考		Cco	30	70					すり身製造工程にあつては
		Cci	30						
		Ccj		70					削除
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	Cco	30	100	30	85	30	100	
		Cci	30	70	30	70	30	60	
		Ccj	30	60	30	60	30	60	
16	野菜漬物製造業	Cco	40	80	40	80	40	80	
		Cci	40	70	40	60	40	50	
		Ccj	30	60	30	40	30	50	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
17	味素製造業	Cco	70	100	70	80	70	95	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	30	80	30	50	30	80	
17の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	60	90					
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cco	70	100	70	80	70	95	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	40	80	40	50	40	80	
18の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	60						
19	うま味調味料製造業	Cco	20	70	20	30	20	70	化学調味料製造業
		Cci	20	40	20	30	20	35	
		Ccj	20	40	20	30	20	35	
20	ソース製造業	Cco	30	70	30	40	30	70	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
21	食酢製造業	Cco	40	70	40	60	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
22	砂糖精製業	Cco	40	80	40	80	40	80	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cco	50	90	50	90	50	90	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
24	小麦粉製造業	Cco	30	70	30	40	30	40	
		Cci	30	70	30	40	30	40	
		Ccj	30	70	30	40	30	40	
25	パン製造業	Cco	30	80	30	50	30	80	
		Cci	30	80	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次におけるC値の幅		第6次におけるC値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
25の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	30	50					
26	生菓子製造業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cco	40	60	40	50	40	60	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
28	米菓製造業	Cco	40	70	40	60	40	70	
		Cci	40	70	40	60	40	70	
		Ccj	40	70	40	50	40	70	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	40	70	40	50	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
29の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	40						
30	植物油脂製造業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
31	動物油脂製造業	Cco	40	80	40	50	40	80	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	40	30	60	
32	食用油脂加工業	Cco	40	70	40	50	40	55	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cco	110	130	50	60	110	120	
		Cci	100	120	50	60	100	110	
		Ccj	90	110	40	50	90	100	
34	穀類でんぷん製造業	Cco	50	80	50	60	50	60	
		Cci	50	80	50	60	50	60	
		Ccj	40	80	40	50	40	60	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	(参考) 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				(参考) 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 (第6次と同じ場合は省略) ----- 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾を除く)		
					下限	上限	下限	上限	
35	めん類製造業	Cco	30	80	30	70	30	80	
		Cci	30	70	30	40	30	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
36		Cco	30	80					こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業
		Cci	30	80					
		Ccj	30	80					削除
37	豆腐・油揚製造業	Cco	30	80	30	60	30	80	
		Cci	30	60	30	40	30	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
38	あん類製造業	Cco	60	100	60	70	60	100	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	40	80	40	60	40	70	
39	冷凍調理食品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50	
		Cci	20	50	20	30	20	50	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cco	30	60	30	50	30	60	
		Cci	30	60	30	40	30	55	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
41	清涼飲料製造業	Cco	20	60	20	60	20	60	
		Cci	20	50	20	40	20	50	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
42	果実酒製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
43	ビール製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
44	清酒製造業	Cco	30	70	30	70	30	70	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cco	30	60	30	60	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
45の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	30	50					
46	インスタントコーヒー製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
47	配合飼料製造業	Cco	20	70	20	30	20	65	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
48	単体飼料製造業	Cco	20	90	20	30	20	85	
		Cci	20	60	20	30	20	50	
		Ccj	20	60	20	30	20	50	
49	有機質肥料製造業	Cco	20	70	20	70	20	70	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
50	たばこ製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	Cco	30	60	30	60	30	60	器械生糸製造業 統合による名称変更
		Cci	30	60	30	60	30	60	
		Ccj	30	60	30	60	30	60	
52		Cco	30	60					座繰生糸製造業 51の項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
53		Cco	30	60					玉糸製造業 51の項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
54		Cco	30	60					生糸製造業（51の項から前項までに掲げるものを除く。） 51の項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	Cco	80	110	75	85	80	90	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの 統合による名称変更
		Cci	80	100	75	85	80	90	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
56		Cco	30	60					繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの 51の項に統合
		Cci	30	60					
		Ccj	30	60					
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cco	90	110	90	100	90	100	
		Cci	90	110	90	100	90	100	
		Ccj	90	110	90	100	90	100	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	Cco	40	60	40	50	40	60	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	30	60	30	50	30	60	
58の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	40						
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	Cco	80	120	80	120	80	120	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cco	90	120	90	120	90	100	
		Cci	90	110	90	100	90	100	
		Ccj	90	110	90	100	90	100	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cco	50	100	50	100	50	100	
		Cci	50	90	50	80	50	80	
		Ccj	50	70	50	70	50	70	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cco	50	100	50	100	50	100	
		Cci	50	80	50	70	50	60	
		Ccj	50	70	50	70	50	60	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	Cco	90	120	90	120	90	120	
		Cci	90	120	90	100	90	120	
		Ccj	80	110	80	95	80	110	
63の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	90						

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cco	70	90	70	90	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	60	90	60	75	60	80	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cco	40	90	40	50	40	90	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cco	40	70	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）	Cco	30	100	30	90	30	100	
		Cci	30	70	30	70	30	40	
		Ccj	30	50	30	50	30	40	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cco	40	70	40	70	40	70	一般製材業
		Cci	40	70	40	70	40	70	
		Ccj	40	70	40	70	40	70	統合による名称変更
70		Cco	40	70					木材チップ製造業
		Cci	40	70					
		Ccj	40	70					69の項に統合
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	Cco	30	90	30	40	30	70	合板製造業
		Cci	30	70	30	40	30	60	
		Ccj	30	70	30	40	30	60	統合による名称変更
71の項の備考	接着機洗浄水を循環するものにあつては	Cco	10		10	30	10	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては
		Cci	10		10	30	10	30	
		Ccj	10		10	20	10	20	統合による名称変更
72		Cco	50	70					パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					71の項に統合
72の項の備考		Cco	10						接着機洗浄水を循環するものにあつては
		Cci	10						
		Ccj	10						71の項の備考に統合

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
73		Cco	40	70					パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの
		Cci	40	70					
		Ccj	40	70					
74		Cco	40	70					床柱製造業
		Cci	40	70					
		Ccj	40	70					
75	木材薬品処理業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
76	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で溶解パ ルプ製造工程に係るもの	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	60	80	60	70	60	80	
77	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でサルファ イトパルプ製造工程に係る もの	Cco	60	90	60	70	60	70	
		Cci	60	90	60	70	60	70	
		Ccj	60	90	60	70	60	70	
78	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ製造工程、リファイ ナーグランドパルプ製造工 程又はサーモメカニカルパ ルプ製造工程に係るもの	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
79	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし ケミグランドパルプ製造工 程又は未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）	Cco	140	170	70	80	140	150	
		Cci	130	150	70	80	130	150	
		Ccj	120	140	70	80	120	130	
80	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしケ ミグランドパルプ製造工 程（前行程の未さらしケミ グランドパルプ製造工程を 含む。）又はさらしセミケ ミカルパルプ製造工程（前 工程の未さらしセミケミカ ルパルプ製造工程を含む。） に係るもの	Cco	80	100	80	90	80	90	
		Cci	80	100	80	90	80	90	
		Ccj	80	100	80	90	80	90	
81	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で未さらし クラフトパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲げるも のを除く。）	Cco	60	70	60	70	60	70	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
82	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でさらしク ラフトパルプ製造工程（前 工程の未さらしクラフトパ ルプ製造工程を含む。）に 係るもの	Cco	70	100	70	100	70	80	
		Cci	70	100	70	100	70	80	
		Ccj	60	80	60	70	60	80	
82の項の備 考	精選工程においてドラム型 洗浄機を使用しているもの にあつては	Cco	80		80		80	90	
		Cci							
		Ccj				80			
83	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とするパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲げるも のを除く。）	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	70	60	70	60	70	
		Ccj	50	60	50	60	50	60	
84	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で古紙を原 料とし脱インキ又は漂白を 行うパルプ製造工程（前工 程の離解工程を含む。）に 係るもの	Cco	90	130	90	130	90	110	
		Cci	90	110	90	100	90	105	
		Ccj	80	100	80	90	80	100	
85	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で木材又は 古紙以外のものを原料とす るパルプ製造工程に係るも の	Cco	100	120	100	110	100	120	
		Cci	100	120	100	110	100	120	
		Ccj	70	90	70	80	70	90	
86	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業でグランド パルプ、リファイナ－グラ ンドパルプ又はサーモメカ ニカルパルプを主原料とす る洋紙製造工程（前工程の グランドパルプ、リファイ ナ－グランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限 る。）に係るもの	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
87	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で洋紙製造 工程に係るもの（前項に掲 げるものを除く。）	Cco	30	50	30	40	30	50	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
88	パルプ製造業、洋紙製造業 又は板紙製造業で板紙製造 工程に係るもの	Cco	40	60	40	60	40	60	
		Cci	40	60	40	60	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
89	機械すき和紙製造業	Cco	60	80	60	80	60	70	
		Cci	60	80	60	80	60	70	
		Ccj	60	80	60	80	60	70	
89の項の備 考	パルプ製造工程を有するも のにあつては	Cco		110		110		110	
		Cci		90		90		90	
		Ccj							

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次におけるC値の幅		第6次におけるC値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
90	手すき和紙製造業	Cco	90	110	90	100	90	100	
		Cci	90	110	90	100	90	100	
		Ccj	80	110	80	100	80	100	
91	塗工紙製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
92	段ボール製造業	Cco	40	60	20	60	40	60	
		Cci	40	60	20	60	40	60	
		Ccj	40	60	15	30	40	60	
93	重包装紙袋製造業	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	
94	セロファン製造業	Cco	40	60	25	40	40	50	
		Cci	40	60	25	40	40	50	
		Ccj	40	60	15	40	40	50	
95	乾式法による繊維板製造業	Cco	40	70	40	50	40	50	
		Cci	40	70	40	50	40	50	
		Ccj	40	70	40	50	40	50	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	80	100	80	90	80	100	
		Cci	80	100	80	90	80	90	
		Ccj	60	80	60	70	60	80	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	30	50	30	50	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
98		Cco	50	70					新聞業
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					100の項に統合
99		Cco	50	80					出版業
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					100の項に統合
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	Cco	50	80	50	80	50	80	印刷業
		Cci	50	70	50	70	50	70	
		Ccj	50	70	50	70	50	70	統合による名称変更

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
101	製版業	Cco	50	80	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cco	30	60	30	50	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
103	複合肥料製造業	Cco	30	90	30	40	30	50	
		Cci	30	70	30	40	30	40	
		Ccj	30	60	30	40	30	40	
104	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
105	ソーダ工業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
106	電炉工業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
107	無機顔料製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
107の項の備考	黄鉛製造工程を有するもの にあつては	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
108	無機化学工業製品製造業 （整理番号105の項から前 項までに掲げるものを除 く。）	Cco	20	40	20	40	20	40	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
108の項の備考（1）	硫化鉄鉱を原料とする酸化 鉄（顔料を除く。）製造工 程にあつては	Cco	70	90	40	50	70	80	
		Cci	70	90	40	50	70	80	
		Ccj	60	80	40	50	60	70	
108の項の備考（2）		Cco	70	90					ハイドロサルファイト製造工程 にあつては
		Cci	70	90					
		Ccj	70	90					削除

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
108の項の備考（3）	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cco	60	90	60	90	60	70	
		Cci	60	80	60	80	60	70	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	
109の項の備考（1）	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては	Cco	210	540	210	220	210	280	
		Cci	210	230	210	220	210	220	
		Ccj	190	210	190	210	190	210	
109の項の備考（2）	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては	Cco	100	120	100	110	100	110	
		Cci	80	100	80	90	80	90	
		Ccj	80	100	80	90	80	90	
109の項の備考（3）	エピクロルヒドリン製造工程にあつては	Cco	140	160	140	150	140	160	
		Cci	130	150	130	150	130	150	
		Ccj	130	150	130	150	130	150	
109の項の備考（4）		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	50	70					
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cco	50	100	50	60	50	80	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
110の項の備考（1）	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては	Cco	190	250	190	200	190	250	
		Cci	190	210	190	200	190	210	
		Ccj	180	200	180	190	180	200	
110の項の備考（2）		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	50	70					
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
111の項の備考（1）	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
111の項の備考（2）		Cco	50	70					硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては 削除
		Cci	50	70					
		Ccj	50	70					
112	石油化学系基礎製品製造業 で合成ゴム製造工程に係るもの	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
112の項の備考（1）	乳化重合法による合成ゴム 製造工程にあっては	Cco	50	70	50	60	50	70	
		Cci	50	70	50	60	50	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
112の項の備考（2）	クロロプレンゴム製造工程 にあっては	Cco	130	150	130	140	130	140	
		Cci	130	150	130	140	130	140	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
113	石油化学系基礎製品製造業 で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。） に係るもの	Cco	50	90	50	60	50	60	
		Cci	50	90	50	60	50	60	
		Ccj	50	80	50	60	50	60	
113の項の備考（1）	有機ゴム薬品製造工程に あっては	Cco	270	290	270	280	270	290	
		Cci	260	280	260	270	260	280	
		Ccj	260	280	260	270	260	280	
113の項の備考（2）	有機農薬原体製造工程に あっては	Cco	180	230	180	190	180	230	
		Cci	180	210	180	190	180	210	
		Ccj	160	190	160	170	160	190	
114	石油化学系基礎製品製造業 （整理番号109の項から前 項までに掲げるものを除く。）	Cco	60	80	60	70	60	75	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	
114の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj	60						
115	脂肪族系中間物製造業	Cco	60	90	60	70	60	70	
		Cci	60	90	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次におけるC値の幅		第6次におけるC値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
115の項の備考（1）	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	Cco	210	540	210	540	210	220	
		Cci	210	230	210	220	210	220	
		Ccj	190	210	190	210	190	210	
115の項の備考（2）	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	Cco	100	120	100	110	100	120	
		Cci	80	100	80	100	80	100	
		Ccj	80	100	80	100	80	100	
115の項の備考（3）	エピクロルヒドリン製造工程にあっては	Cco	140	160	140	150	140	150	
		Cci	130	150	130	140	130	140	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
115の項の備考（4）		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	60	80					削除
116	メタン誘導品製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
117	発酵工業	Cco	120	140	120	130	120	130	
		Cci	110	130	110	120	110	130	
		Ccj	110	130	110	120	110	130	
118	コーラル製品製造業	Cco	120	140	120	130	120	140	
		Cci	120	140	120	130	120	140	
		Ccj	120	140	120	130	120	140	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cco	50	110	50	100	50	60	
		Cci	50	80	50	80	50	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
119の項の備考（1）	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	Cco	190	350	190	200	190	350	
		Cci	190	250	190	200	190	210	
		Ccj	190	250	190	200	190	210	
119の項の備考（2）		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	50	70					削除
120	プラスチック製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次におけるC値の幅		第6次におけるC値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
120の項の備考（1）	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	50	70	50	70	50	60	
		Ccj	50	70	50	70	50	60	
120の項の備考（2）	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
121	合成ゴム製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
121の項の備考（1）	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	70	90	70	80	70	80	
121の項の備考（2）	クロロプレンゴム製造工程にあつては	Cco	130	150	130	140	130	140	
		Cci	130	150	130	140	130	140	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	50	90	50	90	50	90	
		Cci	50	90	50	90	50	90	
		Ccj	50	80	50	80	50	80	
122の項の備考（1）	有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cco	280	320	280	290	280	320	
		Cci	270	290	270	280	270	280	
		Ccj	270	290	270	280	270	280	
122の項の備考（2）	有機農薬原体製造工程にあつては	Cco	180	240	180	240	180	235	
		Cci	180	210	180	210	180	210	
		Ccj	160	190	160	170	160	190	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
123の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては
		Cci							
		Ccj	40	60					
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
125	合成繊維製造業	Cco	30	60	30	40	30	60	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
125の項の備考	アクリル系繊維製造工程にあっては	Cco	60	80	60	70	60	80	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
126の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては
		Cci							
		Ccj	40	60					
127	石けん・合成洗剤製造業	Cco	10	40	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	40	100	40	50	40	100	
		Cci	40	80	40	50	40	80	
		Ccj	40	80	40	50	40	80	
129	塗料製造業	Cco	40	100	40	50	40	100	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
130	印刷インキ製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco	70	100	70	100	70	100	
		Cci	70	90	70	90	70	90	
		Ccj	60	90	60	70	60	90	
131の項の備考	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては	Cco							
		Cci							
		Ccj	70		70	90	70		
132	医薬品製剤製造業	Cco	30	80	30	80	30	80	
		Cci	30	80	30	60	30	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
132の項の備考		Cco							平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci							
		Ccj		60					
133	生物学的製剤製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	生薬製造業
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
135	動物用医薬品製造業	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
136	火薬類製造業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
136の項の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては	Cco	60	80	60	70	60	70	
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
137	農薬製造業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
138	合成香料製造業	Cco	120	160	120	130	120	160	
		Cci	110	130	110	120	110	120	
		Ccj	110	130	110	120	110	120	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	Cco	30	50	30	40	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
141		Cco	100	120					にかわ製造業
		Cci	100	120					
		Ccj	80	100					

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
142	ゼラチン・接着剤製造業 （にかわ製造業を含む。）	Cco	20	40	20	40	20	30	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。） 統合による名称変更
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
142の項の備考		Cco	100	120					にかわ製造工程にあつては 削除
		Cci	100	120					
		Ccj	100	120					
143	写真感光材料製造業	Cco	10	40	10	15	10	15	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cco	40	60	40	50	40	50	
		Cci	40	60	40	50	40	50	
		Ccj	40	60	40	50	40	50	
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	280	170	180	170	180	
		Cci	170	250	170	180	170	180	
		Ccj	130	150	130	140	130	140	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	Cco	40	70	40	70	40	70	
		Cci	40	60	40	50	40	60	
		Ccj	40	60	40	50	40	60	
147	石油精製業	Cco	20	50	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
147の項の備考	潤滑油製造工程を有するものにあつては	Cco	30	60	30	40	30		
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
148の項の備考	硫酸洗浄工程を有するものにあつては	Cco	40	90	40	50	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	40	70	40	50	40	70	
149	コークス製造業	Cco	180	220	180	190	180	200	
		Cci	180	200	180	190	180	190	
		Ccj	90	120	90	100	90	120	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
149の項の備考		Cco	180	220					平成8年9月1日前の特定施設 に係る量にあっては 削除
		Cci	180	200					
		Ccj	120	120					
150	石油コークス製造業	Cco	70	90	70	80	70	80	
		Cci	70	90	70	80	70	80	
		Ccj	50	70	50	60	50	70	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	20	
		Ccj	10	30	10	15	10	20	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型洗浄工程に係るもの	Cco	60	90	60	70	60	70	
		Cci	40	90	40	50	40	50	
		Ccj	40	90	40	50	40	50	
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	Cco	20	50	20	50	20	40	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
154	なめしかわ製造業	Cco	100	120	100	110	100	110	
		Cci	100	120	100	110	100	110	
		Ccj	100	120	100	110	100	110	
155	毛皮製造業	Cco	100	120	50	60	50	60	
		Cci	100	120	50	60	50	60	
		Ccj	100	120	50	60	50	60	
156	板ガラス製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
157	板ガラス加工業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
158	ガラス製加工素材製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
159	ガラス容器製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にか けての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
160	理化学用・医療用ガラス器 具製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス 器具製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
162	ガラス繊維（長繊維に限 る。）・同製品製造業	Cco	50	70	50	60	50	60	
		Cci	50	70	50	60	50	60	
		Ccj	50	70	50	60	50	60	
163	ガラス繊維・同製品製造業 （前項に掲げるものを除 く。）	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
164	ガラス・同製品製造業（整 理番号156の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
165	生コンクリート製造業	Cco	10	30	10	15	10	30	
		Cci	10	30	10	15	10	30	
		Ccj	10	30	10	15	10	30	
166	コンクリート製品製造業	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
167	セメント製品製造業（前二 項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
168	黒鉛電極製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
169	砕石製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
171		Cco	10	30					模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）
		Cci	10	30					
		Ccj	10	30					
172	うわ薬製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
173	高炉による製鉄業	Cco	10	30	10	20	10	20	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	15	10	20	
173の項の備考	コークス炉を有するもの あつては	Cco	40	60	40	50	40	60	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
174		Cco	20	40					製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業
		Cci	20	40					
		Ccj	20	40					
175	フェロアロイ製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
176	高炉によらない製鉄業（前 項に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
177		Cco	20	40					転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業
		Cci	20	40					
		Ccj	20	40					
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉 （単独転炉を含む。）又は 電気炉（単独電気炉を含 む。）によるものに限 る。）	Cco	20	40	20	30	20	30	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
179	熱間圧延業（整理番号182 の項及び同183の項に掲 げるものを除く。）	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
180	冷間圧延業（整理番号182 の項及び同183の項に掲 げるものを除く。）	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
182	鋼管製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
183	伸鉄業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
185	引抜鋼管製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
186	伸線業	Cco	10	30	10	30	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
187	ブリキ製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
188	亜鉛鉄板製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
189	めっき鋼管製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
190	めっき鉄鋼線製造業	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
191	表面処理鋼材製造業（整理 番号187の項から前項まで に掲げるものを除く。）	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
192	鍛鋼製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
193	鍛工品製造業	Cco	10	30	10	20	10	15	
		Cci	10	30	10	20	10	15	
		Ccj	10	30	10	20	10	15	
194	鋳鋼製造業	Cco	10	30	10	20	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び 整理番号197の項に掲げる ものを除く。）	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
196	鋳鉄管製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
197	可鍛鋳鉄製造業	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
198	鉄粉製造業	Cco	10	30	10	15	10	15	
		Cci	10	30	10	15	10	15	
		Ccj	10	30	10	15	10	15	
199	鉄鋼業（整理番号173の項 から前項までに掲げるもの を除く。）	Cco	10	30	10	20	10	20	
		Cci	10	30	10	20	10	20	
		Ccj	10	30	10	20	10	20	
200	非鉄金属製造業	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
201	電気めっき業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	60	40	60	
		Ccj	40	70	40	50	40	60	
202	金属製品製造業（前項に掲 げるものを除く。）	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
203	一般機械器具製造業	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	20	10	30	
		Ccj	10	30	10	20	10	30	
204	プリント回路製造業	Cco	20	40	20	40	20	40	プリント配線基板製造業
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	名称変更
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）	Cco	10	30	10	30	10	30	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）
		Cci	10	30	10	30	10	30	
		Ccj	10	30	10	30	10	30	
206	輸送用機械器具製造業	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	30	10	20	
		Ccj	10	30	10	30	10	20	
207	精密機械器具製造業	Cco	10	30	10	25	10	20	
		Cci	10	30	10	15	10	20	
		Ccj	10	30	10	15	10	20	
208	ガス製造工場	Cco	20	40	20	30	20	30	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
208の項の備考		Cco	90	110					石炭ガス製造工程を有するもの にあつては
		Cci	90	110					
		Ccj	70	90					削除
209	下水道業	Cco	20	60	20	60	20	60	
		Cci	20	40	20	40	20	40	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
209の項の備考	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては	Cco	10	30	10	30	10	30	
		Cci	10	30	10	30	10	30	
		Ccj	10	30	10	30	10	30	
210	空瓶卸売業	Cco	30	50	30	40	30	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	Cco	30	50	30	40	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc等の区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cco	50	80	50	80	50	80	
		Cci	40	70	40	60	40	70	
		Ccj	30	60	30	50	30	60	
213	飲食店	Cco	50	70	50	70	50	70	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
213の項の備考	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	Cco			30	30	30	30	
		Cci			30	30	30	30	
		Ccj				30		30	
214	旅館	Cco	50	70	50	70	50	70	
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
214の項の備考	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	Cco			30	30	30	30	
		Cci			30	30	30	30	
		Ccj				30		30	
215	リネンサプライ業	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	50	40	70	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	40	90	40	60	40	90	
		Cci	40	70	40	50	40	65	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	
217		Cco	60	80					商業写真業
		Cci	60	80					
		Ccj	60	80					
218	写真業又は写真現像・焼付業	Cco	60	80	60	80	60	80	写真業（前項に掲げるものを除く。）
		Cci	60	80	60	70	60	70	
		Ccj	60	80	60	70	60	70	
219	自動車整備業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
220	病院	Cco	30	60	30	60	30	60	
		Cci	30	50	30	40	30	50	
		Ccj	30	50	30	40	30	50	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
220の項の備考	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては	Cco				30		30	
		Cci				30		30	
		Ccj				30		30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	Cco	30	70	30	70	30	70	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	30	50	30	50	30	50	
221の項の備考（1）	第二欄により算定した処理対象人員が5000人以下のものにあつては	Cco	40		40		40		
		Cci							
		Ccj							
221の項の備考（2）	第二欄により算定した処理対象人員が5000人以下のものであつて、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては	Cco	40	80	40	80	40	80	
		Cci	40	80	40	80	40	80	
		Ccj							
221の項の備考（3）	第二欄に規定する表に定める構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	40	10	40	10	40	
		Cci	10	40	10	40	10	40	
		Ccj	10	40	10	40	10	40	
221の項の備考（4）	平成18年2月1日以降に設置されるものにあつては	Cco				30		30	
		Cci				30		30	
		Ccj				30		30	
221の項の備考（5）	備考（4）のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco			10	25	10	25	
		Cci			10	25	10	25	
		Ccj			10	25	10	25	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）	Cco	50	80	50	80	50	80	
		Cci	50	80	50	80	50	80	
		Ccj	40	60	30	60	30	60	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
222の項の備考（1）	昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては	Cco	70	90	70	90	70	90	
		Cci	70	90	70	90	70	90	
		Ccj	40	80	40	80	40	80	
222の項の備考（2）	平成18年2月1日以降に設置されるものにあつては	Cco			30	30	30	30	
		Cci			30	30	30	30	
		Ccj				30		30	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	Cco	40	60	40	60	40	60	
		Cci	30	50	30	50	30	50	
		Ccj	20	40	20	40	20	40	
223の項の備考（1）	日平均排水量が3000m ³ 未満のものにあつては	Cco	50		50		50		
		Cci							
		Ccj							
223の項の備考（2）	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco							
		Cci	40	60	40	60	40	60	
		Ccj							
223の項の備考（3）	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては	Cco	10	50	10	50	10	50	
		Cci	10		10		10		
		Ccj	10		10		10		
224	ごみ処理業	Cco	30	70	30	70	30	50	
		Cci	30	50	30	40	30	40	
		Ccj	30	50	30	40	30	40	
225	廃油処理業	Cco	20	40	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	Cco	20	50	20	30	20	40	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
227	死亡獣畜取扱業	Cco	40	80	40	50	40	50	
		Cci	40	70	40	50	40	50	
		Ccj	40	70	40	50	40	50	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。

別表1 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

整理番号	業種その他の区分	Cc 等の 区分	（参考） 第5次における C値の幅		第6次における C値の幅				（参考） 上段：第5次における業種その 他の区分及びその備考 （第6次と同じ場合は省略） 下段：第5次から第6次にかけ ての変更等の概要
			下限	上限	東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		瀬戸内海 （大阪湾を除く）		
					下限	上限	下限	上限	
228	と畜場	Cco	40	80	40	60	40	80	
		Cci	40	70	40	60	40	60	
		Ccj	40	70	40	50	40	60	
229	中央卸売市場	Cco	20	50	20	30	20	50	
		Cci	20	40	20	30	20	30	
		Ccj	20	40	20	30	20	30	
230	地方卸売市場	Cco	20	50	20	40	20	50	
		Cci	20	40	20	30	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
231	試験研究機関（水質汚濁防 止法施行規則第1条の2各 号に掲げるものをいう。）	Cco	20	50	20	50	20	50	
		Cci	20	50	20	35	20	40	
		Ccj	20	40	20	30	20	40	
232	整理番号2の項から前項ま でに分類されないもの	Cco	10	120	10	120	10	120	
		Cci	10	90	10	90	10	90	
		Ccj	10	90	10	90	10	90	

注1：「Cc」の値は「Cco」と同値とする。

注2：備考（例：「6の項の備考」）の項中の「C値の幅」の欄には、元の項（例：整理番号6の項）と値が異なる場合にのみ数字を記載（空白の場合は、元の項の値と同じ。）。